



草 監 第 1 5 9 号

平成31年3月19日

草加市議会議長	関 一 幸 様
草加市長	浅 井 昌 志 様
草加市教育委員会教育長	高 木 宏 幸 様
草加市選挙管理委員会委員長	鈴 木 眞 治 様
草加市公平委員会委員長	木 村 博 行 様
草加市農業委員会会長	豊 田 林 一 様
草加市固定資産評価審査委員会委員長	浅 野 典 久 様

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 松 井 優美子

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した行政監査については、同条第9項の規定により次のとおり結果に関する報告を決定したので、提出します。

1 監査対象部局

全部局室

2 監査対象事務

審議会等の運営について

3 監査の対象範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置された審議会等及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）で、平成30年5月1日現在設置されているもの。

4 監査期間

平成30年5月23日（水）から平成31年2月22日（金）まで（講評を含む。）

5 基本方針

法律、条例その他の規定に基づき設置される審議会等は、市民の声や専門的な知識を市政に反映させる重要な役割を担うとともに、本市の施策について市民の理解を得るための貴重な機会でもあります。

本市において設置されている審議会等が、設置目的の趣旨に沿って適切に運営され、活動が行われているかについて監査し、適正で効果的な市政運営を確保しようとするものです。

6 監査の実施手続

審議会等に関する事務について調査を行い、証拠書類との照合及び関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 主な留意事項

本市において設置されている審議会等が、設置目的の趣旨に沿って適切に運営されているか、適正に活動が行われているかについて留意します。

8 監査の着眼点

- (1) 設置の根拠や目的は明確か。
- (2) 委員の選任方法や女性委員の登用など委員構成は適切か。
- (3) 会議の運営状況や報酬等の支払は適切か。

- (4) 会議の公開、会議録の作成等は適切か。
- (5) 答申や提言等が行われ、行政の施策や事業に反映されているか。
- (6) その他、別紙「行政監査の着眼点」のとおり。

9 調査等の結果

審議会等の運営について

(1) 審議会等の種類について

監査対象とした審議会等の分類は次表のとおりです。

区分		根拠		
		法律	条例	要綱等
附属機関	法律で設置が義務付けられているもの (法令必置)	○		
	法律で設置することができるものとされる もの(法令任意)	○	○	
	市独自の判断で設置するもの		○	
附属機関に準ずる機関	市独自の判断で設置するもの			○

①附属機関として設置する機関について

附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置するもので、執行機関の要請により行政執行の前提として必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする機関です。(審議会、審査会、調査会など)

附属機関の委員の身分は、地方自治法第202条の3第2項により、「附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。」と定められ、地方公務員法第3条第3項第2号の規定から、特別職の地方公務員とされています。委員に対しては、地方自治法第203条の2の規定により、報酬及び費用弁償を支給しなければならず、報酬額等は条例で定めなければならないとされています。また、公務災害補償の対象となります。本市では、委員の報酬等については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」で規定し、公務災害補償については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」及び同施行規則に規定されています。

②附属機関に準ずるものとして設置する機関について

附属機関に準ずるもの(機関)とは、市民や団体等からの意見聴取又は意見交換を行い、専門的知識や意見を市政に反映させることを目的として規則や要綱等により設置する機関です。(懇話会、懇談会など)

委員の身分については、地方自治法及び地方公務員法の適用はなく、報酬・費用弁償の支給や公務災害補償の対象にはなりません。しかし、会議等への出席に関しては、役務の提供に係る対価として報償費(謝金)や旅費を支給する

ことは可能であるとされています。

(2) 対象所属及び対象機関数

所属		機関数
市長室	危機管理課	2
総合政策部	総合政策課	2
	人権共生課	2
総務部	庶務課	4
	職員課	7
	契約課	1
自治文化部	みんなでまちづくり課	1
	産業振興課	2
	スポーツ振興課	1
健康福祉部	福祉政策課	3
	生活支援課	1
	長寿支援課	4
	介護保険課	1
	障がい福祉課	2
	健康づくり課	3
	保険年金課	1
子ども未来部	子育て支援課	1
	子ども育成課	3
市民生活部	交通対策課	3
	環境課	1
	廃棄物資源課	1
	くらし安全課	3
都市整備部	都市計画課	8
	開発指導課	1
	新田駅周辺土地区画整理事務所	3
上下水道部	水道総務課	1
市立病院事務部	経営管理課	1
教育総務部	総務企画課	1
	学務課	2
	指導課	5
	教育支援室	1
	子ども教育連携推進室	2
	生涯学習課	5
	中央公民館	1
	中央図書館	1

合計 81

今回の監査対象となる全部局のうち、審議会等を運営していると回答のあった所属は表のとおりです。教育総務部が18機関と最も多く、続いて、健康福祉部の15機関、総務部12機関、都市整備部12機関となっています。なお、全庁的な審議会等の運営事務の調整については、「草加市行政組織規則」（昭和53

年規則第11号)によって、総務部庶務課文書統計係の所掌事務として「審議会等の会議の公開等に関する事務の総合調整に関すること。」と規定されています。

(3) 審議会等の概要

① 設置根拠について

(単位：機関)

区分	合計	法令必置	法令任意	条例設置	規則設置	要綱設置	その他
附属機関	58	14	12	32	0	0	0
構成比 (%)	100.0	24.1	20.7	55.2	0.0	0.0	0.0
附属機関に準ずる機関	23	0	0	0	5	15	3
構成比 (%)	100.0	0.0	0.0	0.0	21.7	65.2	13.0
合計	81	14	12	32	5	15	3
全体構成比 (%)	100.0	17.3	14.8	39.5	6.2	18.5	3.7

審議会等はすべて設置根拠を有しています。「その他」とあるものは、「設置規程」、「協定書」、「会則」でした。

② 設置目的について

(単位：機関)

区分	合計	調停機関	審査機関	諮問機関	調査機関	その他
附属機関	58	1	12	38	4	3
構成比 (%)	100.0	1.7	20.7	65.5	6.9	5.2
附属機関に準ずる機関	23	0	3	6	1	13
構成比 (%)	100.0	0.0	13.0	26.1	4.3	56.5
合計	81	1	15	44	5	16
全体構成比 (%)	100.0	1.2	18.5	54.3	6.2	19.8

附属機関では、58機関のうち38機関(65.5%)が諮問機関であり、過半数を占めています。また、附属機関に準ずる機関23機関においては、所属からの回答が「審査」、「諮問」、「調査」を目的とする10機関(43.3%)及び「その他」と回答のあった13機関(56.5%)となっております。附属機関に準ずる機関でありながら、設置目的、所掌事務等を勘案すると、附属機関として機能していると考えられるものが見受けられますので、機関の位置付けについて再検討をしてください。なお、国の「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)においては、附属機関に準ずる機関は、「あくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上で、意見交換の場として利用する」ものとして、名称には「審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いない」としています。

③ 設置年度について

(単位：機関)

区分	合計	昭和39年度以前	昭和40年度～昭和49年度	昭和50年度～昭和59年度	昭和60年度～平成6年度	平成7年～平成16年度	平成17年度～平成26年度	平成27年度以降
附属機関	58	4	12	6	7	9	15	5
附属機関に準ずる機関	23	0	1	1	1	8	8	4
合計	81	4	13	7	8	17	23	9

附属機関、附属機関に準ずる機関ともに平成17年度から平成26年度にかけて最も多く設置されています。

④ 現在の活動状況について

(単位：機関)

区分	合計	活動中	休止中
附属機関	58	47	11
構成比 (%)	100.0	81.0	19.0
附属機関に準ずる機関	23	15	8
構成比 (%)	100.0	65.2	34.8
合計	81	62	19
全体構成比 (%)	100.0	76.5	23.5

基準日時点で委員を委嘱し、活動中のものは81機関中、62機関(76.5%)でした。休止中のもののうち、一定の役割を終えたと回答しているものや、後継の機関が同様の機能を担っているものなど、今後の活動見込みがないものについては、廃止を検討するなど組織の整理を図ってください。

なお、これ以降の調査項目においては休止中の19機関は含みません。

⑤ 委員構成について

a. 委員数

(単位：機関・人)

区分	附属機関	附属機関に準ずる機関	合計
機関数	47	15	62
述べ委員数	536	194	730
うち男性	403	124	527
うち女性	133	70	203
女性委員割合 (%)	24.8	36.1	27.8

現在活動中の62機関において、延べ730人が委員として委嘱されています。委員数全体における女性委員数の割合は、附属機関が24.8%、附属機関に準ずる機関が36.1%でした。

b. 機関ごとの女性委員の構成割合

(単位：機関)

区分	合計	登用なし	～10%未満	10%～ 20%未満	20%～ 30%未満	30%～ 40%未満	40%以上
附属機関	47	9	1	9	11	8	9
構成比 (%)	100.0	19.1	2.1	19.1	23.4	17.0	19.1
附属機関に準ずる機関	15	1	1	2	2	1	8
構成比 (%)	100.0	6.7	6.7	13.3	13.3	6.7	53.3
合計	62	10	2	11	13	9	17
全体構成比 (%)	100.0	16.1	3.2	17.7	21.0	14.5	27.4

女性委員を登用していない機関は全体で10機関(16.1%)でした。また、適正な事務の執行のため庶務課が作成した「審議会等の委員の委嘱等に関する基準」(以下「審議会等の基準」といいます。)で示されている、女性委員の構成割合が40%以上の附属機関は9機関(19.1%)でした。附属機関に準ずる機関においては8機関(53.3%)で、半数以上の機関において女性委員の構成割合が40%以上となっています。

c. 機関ごとの委員数内訳

(単位：機関)

区分	合計	5人以下	6人～10人	11人～15人	16人～20人	21人～25人	26人～30人	31人以上
附属機関	47	11	18	9	6	0	2	1
構成比 (%)	100.0	23.4	38.3	19.1	12.8	0.0	4.3	2.1
附属機関に準ずる機関	15	3	1	9	1	0	0	1
構成比 (%)	100.0	20.0	6.7	60.0	6.7	0.0	0.0	6.7
機関数合計	62	14	19	18	7	0	2	2
構成比 (%)	100.0	22.6	30.6	29.0	11.3	0.0	3.2	3.2

委員数15人以下の機関は全体で51機関(82.3%)あります。また、附属機関において、「審議会等の基準」で示されている委員定数15人を超えるものは9機関ありますが、それぞれ条例等によって決められた定数に準じていました。

d. 委員の選出区分

(単位：人)

区分	述べ委員数 合計	公募	関係団体 代表・推薦	学識経験者	市議	国・県職員	市職員	その他
附属機関	536	25	255	145	9	28	22	52
構成比 (%)	100.0	4.7	47.6	27.1	1.7	5.2	4.1	9.7
附属機関に準ずる機関	194	5	86	22	0	2	21	58
構成比 (%)	100.0	2.6	44.3	11.3	0.0	1.0	10.8	29.9
合計	730	30	341	167	9	30	43	110
全体構成比 (%)	100.0	4.1	46.7	22.9	1.2	4.1	5.9	15.1

委員の選任にあたっては、附属機関、附属機関に準ずる機関ともに、関係団体の代表・推薦者が最も多いとの回答でした。執行機関の具体的な要請に

基づいて設置される附属機関では、専門的な知見を持った識者の意見や知識が充実した議論につながると考えられますので、学識経験者の積極的な登用が望ましいです。

また、「審議会等の基準」では、市議会議員の委嘱や市職員の任命に際しては、法令の定めがあるなど特別の事情がある場合を除き、審議会等の委員に登用しないことと示されていますので、設置根拠等を常に見直し、今後必要最低限に留まるよう努めてください。なお、登用を制限する理由としては、市議会議員は、行政を監視し、市民の要望等を踏まえ行政に提言するという役割を有しており、執行機関の政策立案と密接に関連する附属機関の委員となることは、議決機関の構成員である議員としての活動との区別が困難となり、慎重にするべきと考えられています。また、市職員を附属機関の委員とすることは、諮問する側の者が答申する側にも加わることになり、審議等の客観性を保つためには適さないと考えられています。よって、特別の事情がある場合を除き、事務局の立場で会議に参加することが望ましいと考えられます。

e. 委員の年齢

(単位：人)

区分	延べ委員数							
	合計	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
附属機関	536	3	28	92	176	138	90	9
構成比 (%)	100.0	0.6	5.2	17.2	32.8	25.7	16.8	1.7
附属機関に準ずる機関	194	1	7	24	89	35	35	3
構成比 (%)	100.0	0.5	3.6	12.4	45.9	18.0	18.0	1.5
合計	730	4	35	116	265	173	125	12
全体構成比 (%)	100.0	0.5	4.8	15.9	36.3	23.7	17.1	1.6

委員全体の年齢構成は、50歳代の割合が36.3%と最も高く、60歳代(23.7%)、70歳代(17.1%)と続きます。40歳代以下の委員数と、50歳代以上の委員数で偏りが見られました。幅広い年齢層の意見を反映するためにも、委員の選任にあたって、様々な年代から選任できることが望ましいです。

f. 機関ごとの任期の定め

(単位：機関)

区分	合計	1年	2年	3年	4年	5年
附属機関	47	0	40	5	0	2
構成比 (%)	100.0	0.0	85.1	10.6	0.0	4.3
附属機関に準ずる機関	15	2	8	4	0	1
構成比 (%)	100.0	13.3	53.3	26.7	0.0	6.7
合計	62	2	48	9	0	3
全体構成比 (%)	100.0	3.2	77.4	14.5	0.0	4.8

機関ごとの任期の年数については、設置根拠等から附属機関では85.1%が2年と定めており、附属機関に準ずる機関では2年としているものが53.3%、3年としているものが26.7%でした。

g. 委員の在任期間

(単位：人)

区分	合計	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目以上
附属機関	536	234	156	44	34	68
構成比 (%)	100.0	43.7	29.1	8.2	6.3	12.7
附属機関に準ずる機関	194	95	56	22	12	9
構成比 (%)	100.0	49.0	28.9	11.3	6.2	4.6
合計	730	329	212	66	46	77
全体構成比 (%)	100.0	45.1	29.0	9.0	6.3	10.5

5期以上選任されている委員が附属機関では68名(12.7%)、附属機関に準ずる機関も含めると全体で77名(10.5%)となっています。

審議会等の専門性などによっては、特定の委員の経験や知識を活用することが必要とされる場合もあると考えられますが、新たな人材の活用と組織の新陳代謝を図るためにも、「審議会等の基準」に示されているように、通算在任期間が10年を超えないよう努めてください。

h. 委員の兼任状況の把握

(単位：機関)

区分	合計	把握している	把握していない
附属機関	47	44	3
構成比 (%)	100.0	93.6	6.4
附属機関に準ずる機関	15	13	2
構成比 (%)	100.0	86.7	13.3
合計	62	57	5
全体構成比 (%)	100.0	91.9	8.1

多くの機関で委員の兼任状況を把握している一方、全体で5つの機関において把握していないとの回答でした。「審議会等の基準」では、重複を4機関までと制限している上、委員委嘱の決裁において、各委員の重複の有無、

重複している機関数、再任委員の通算在任期間等を明記し、総務部長等の合議を受けなければならないとされています。幅広い人材の参画を促進し、特定の委員への過度な負担を防ぐためにも、「審議会等の基準」に準拠し、適正な事務の執行を心がけてください。

⑥ 会議の公開状況等について

a. 会議の公開状況

(単位：機関)

区分	合計	公開	非公開	未決定
附属機関	47	31	16	0
構成比 (%)	100.0	66.0	34.0	0.0
附属機関に準ずる機関	15	9	5	1
構成比 (%)	100.0	60.0	33.3	6.7
合計	62	40	21	1
全体構成比 (%)	100.0	64.5	33.9	1.6

本市の審議会等の公開・非公開については、草加市情報公開条例第24条において「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関(以下「審議会等」といいます。)の会議は、非公開情報のいずれかに該当する事項を審議する場合を除き、公開する。」と定め、同条第2項において「審議会等の会議の公開又は非公開は、前項の規定に基づき、審議会等の長が会議に諮って決定する。」とされています。

公開及び非公開と回答のあった附属機関のうち、「草加市審議会等運営規則」の別表第1及び第2に記載されていない機関が見受けられました。

既に公開・非公開を会議で決定している附属機関については、同規則を所管する庶務課へ報告し、適正な事務の執行に努めてください。なお、附属機関に準ずる機関においても、会議公開にあたり統一した対応を適正に行うために庶務課が作成した「審議会等の会議公開の手引(第15版)」(以下「審議会等の手引」といいます。)では原則公開とし、附属機関と同様に、特定の事項を取扱うものに限って非公開とすることができると示されています。会議の公開・非公開について決定した場合は庶務課へ報告し、非公開とする場合には、その理由が不明確なものとならないよう留意してください。

b. 会議の事前周知方法

(単位：機関)

区分	合計	市HP	広報	情報コーナー	掲示場	周知なし	その他
附属機関	83	14	27	24	0	16	2
構成比 (%)	100.0	16.9	32.5	28.9	0.0	19.3	2.4
附属機関に準ずる機関	23	4	7	5	0	5	2
構成比 (%)	100.0	17.4	30.4	21.7	0.0	21.7	8.7
合計	106	18	34	29	0	21	4
全体構成比 (%)	100.0	17.0	32.1	27.4	0.0	19.8	3.8

※複数回答

附属機関、附属機関に準ずる機関ともに、市の広報紙での事前周知が最も多く、続いて、情報コーナー、市ホームページとなっています。「その他」は所管施設内に掲示などでした。会議開催の周知をしていないと回答しているものや、委員のみに周知していると回答しているものが見受けられましたが、附属機関はもちろん、附属機関に準ずる機関においても、「審議会等の手引」に準じた手続を進めてください。

c. 会議録の作成

(単位：機関)

区分	合計	作成	未作成
附属機関	47	47	0
構成比 (%)	100.0	100.0	0.0
附属機関に準ずる機関	15	15	0
構成比 (%)	100.0	100.0	0.0
合計	62	62	0
全体構成比 (%)	100.0	100.0	0.0

活動中の全ての会議で作成されていました。

d. 会議録の公開状況

(単位：機関)

区分	合計	公開	非公開
附属機関	47	31	16
構成比 (%)	100.0	66.0	34.0
附属機関に準ずる機関	14	9	5
構成比 (%)	100.0	64.3	35.7
合計	61	40	21
全体構成比 (%)	100.0	65.6	34.4

会議の公開・非公開について未決定の1機関を除き、活動中のもので、会議録を公開しているのは40機関(65.6%)でした。

e. 会議録の公開方法について

(単位：機関)

区分	公開合計	市HP	情報コーナー	所属閲覧	庁内ネット	その他
附属機関	40	1	29	8	0	2
構成比 (%)	100.0	2.5	72.5	20.0	0.0	5.0
附属機関に準ずる機関	12	0	7	4	0	1
構成比 (%)	100.0	0.0	58.3	33.3	0.0	8.3
合計	52	1	36	12	0	3
全体構成比 (%)	100.0	1.9	69.2	23.1	0.0	5.8

※複数回答

「審議会等の手引」に基づき、公開した会議の会議録は、担当所属から庶務課へ提出し、情報コーナーと中央図書館に配布され、そこで一般の閲覧に供されます。

本調査では、情報コーナーでの公開が69.2%と最も多い回答でした。また、市のホームページでの公開は1件(1.9%)に留まっています。市民への情報提供や、多様な意見を交えて施策を進めるためにも、会議録や会議概要等の公開について検討してください。

⑦ 会議の活動状況について

a. 過去3年間の公開会議と傍聴者数

(単位：回・人)

区分	年度	公開会議	出席委員	傍聴者	傍聴者平均
		開催延回数	延人数	延人数	
附属機関	27	79	736	15	0.2
	28	76	749	24	0.3
	29	82	757	12	0.1
区分	年度	公開会議	出席委員	傍聴者	傍聴者平均
附属機関に準ずる機関	27	19	175	0	0.0
	28	18	151	0	0.0
	29	18	194	1	0.1
区分	年度	公開会議	出席委員	傍聴者	傍聴者平均
合計	27	98	911	15	0.2
	28	94	900	24	0.3
	29	100	951	13	0.1

公開としている会議における傍聴者数は、最も多い年で平成28年度の附属機関の24人、開催回数に対する傍聴者平均は0.3人でした。

b. 過去3年間の会議の開催状況

(単位：機関・回)

区分	年度	機関数合計	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	
附属機関	27	43	7	8	8	7	4	9	
	構成比(%)	100.0	16.3	18.6	18.6	16.3	9.3	20.9	
	28	44	7	7	10	7	7	6	
	構成比(%)	100.0	15.9	15.9	22.7	15.9	15.9	13.6	
附属機関に準ずる機関	29	47	7	8	6	8	11	7	
	構成比(%)	100.0	14.9	17.0	12.8	17.0	23.4	14.9	
	区分	年度	機関数合計	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上
	附属機関に準ずる機関	27	13	1	1	4	3	1	3
構成比(%)		100.0	7.7	7.7	30.8	23.1	7.7	23.1	
28		14	1	2	3	5	1	2	
構成比(%)		100.0	7.1	14.3	21.4	35.7	7.1	14.3	
合計	29	14	2	2	0	7	1	2	
	構成比(%)	100.0	14.3	14.3	0.0	50.0	7.1	14.3	
	27	56	8	9	12	10	5	12	
	構成比(%)	100.0	13.1	14.8	19.7	16.4	8.2	19.7	
合計	28	58	8	9	13	12	8	8	
	構成比(%)	100.0	13.1	14.8	21.3	19.7	13.1	13.1	
	29	61	9	10	6	15	12	9	
	構成比(%)	100.0	14.8	16.4	9.8	24.6	19.7	14.8	

開催した会議において年度ごとに見ると、附属機関では、平成27年度は5回以上の開催が最も多く、平成28年度は2回、平成29年度は4回の開催が最多となりました。附属機関に準ずる機関では、平成27年度は2回、平成28年度、及び平成29年度は3回の機関が最も多くなりました。

c. 会議資料の配布時期

(単位：機関)

区分	合計	事前配布	当日配布	配布なし	その他
附属機関	47	25	14	0	8
構成比(%)	100.0	53.2	29.8	0.0	17.0
附属機関に準ずる機関	15	7	6	0	2
構成比(%)	100.0	46.7	40.0	0.0	13.3
合計	62	32	20	0	10
全体構成比(%)	100.0	51.6	32.3	0.0	16.1

会議資料を事前に配布することは、限られた会議時間の中で審議会等の運営を効率的に行うことができるだけでなく、委員間に必要な議論の時間を確保することにもつながります。附属機関では、「その他」の内容が「事前配布と当日配布の併用」だったため「事前配布」と合わせた33機関（70.2%）で事前配布を行っていました。資料によっては、個人情報などが含まれ、取扱いに注意を要する場合もあると考えられますが、引き続き、会議の運営効率等を考慮した資料の配布に努めてください。

⑧ 成果等

a. 会議の成果

(単位：機関)

区分	合計	成果等有	(内 訳)				成果等無
			答申	提言	報告書等	その他	
附属機関	47	46	31	3	2	10	1
構成比 (%)	100	97.9	66.0	6.4	4.3	21.3	2.1
附属機関に準ずる機関	15	13	1	5	1	6	2
構成比 (%)	100	86.7	6.7	33.3	6.7	40.0	13.3
合計	62	59	32	8	3	16	3
全体構成比 (%)	100	95.2	51.6	12.9	4.8	25.8	4.8

活動中の機関のうち、答申や提言など会議の成果等があったものは、附属機関で46機関(97.9%)、附属機関に準ずる機関で13機関(86.7%)でした。「その他」の内容は「意見書」、「推薦」、「調査」などでした。

b. 施策への反映状況

(単位：機関)

区分	延べ機関数	事業に反映	予算化	改善等の参考	その他
附属機関	68	32	10	21	5
構成比 (%)	100.0	47.1	14.7	30.9	7.4
附属機関に準ずる機関	17	5	0	12	0
構成比 (%)	100.0	29.4	0.0	70.6	0.0
合計	85	37	10	33	5
全体構成比 (%)	100.0	43.5	11.8	38.8	5.9

※複数回答

附属機関では、「事業に反映」が47.1%と最も多くなりました。

⑨ 報酬等について

a. 支出科目

(単位：機関)

区分	合計	報酬	報償費	その他	報酬等なし
附属機関	47	44	3	0	0
構成比 (%)	100.0	93.6	6.4	0.0	0.0
附属機関に準ずる機関	15	1	11	1	2
構成比 (%)	100.0	6.7	73.3	6.7	13.3
合計	62	45	14	1	2
全体構成比 (%)	100.0	72.6	22.6	1.6	3.2

附属機関の委員に対する報酬については、地方自治法第203条の2の規定により、条例で定めて支給しなければならないとされています。一方、附

属機関に準ずる機関については、地方自治法や地方公務員法が適用されず、報酬を支給することはできませんが、一般的には役務の提供に係る対価として報償費（謝金）や旅費を支給することができるかとされています。これらの趣旨を踏まえ、各機関における設置根拠及び位置付け等を精査した上で、適正な支出科目で支払行為が行えるよう、統一的な整理を図ってください。

「その他」は、附属機関に準ずる機関で未決定（開催実績なし）の機関でした。未決定の機関においては、開催時の円滑な運営に備えて事前に準備しておくことを望みます。なお、支給すると回答のあったものはすべて日額での支給でした。

b. 金額の内訳

(単位：機関)

区分	合計	1,000円以下	～3,000円	～5,000円	～7,000円	～10,000円	～15,000円	15,000円超
附属機関	47	0	1	0	37	2	1	6
構成比 (%)	100.0	0.0	2.1	0.0	78.7	4.3	2.1	12.8
附属機関に準ずる機関	12	0	4	0	7	0	0	1
構成比 (%)	100.0	0.0	33.3	0.0	58.3	0.0	0.0	8.3
合計	59	0	5	0	44	2	1	7
全体構成比 (%)	100.0	0.0	8.5	0.0	74.6	3.4	1.7	11.9

附属機関、附属機関に準ずる機関ともに7,000円との回答が最も多くなりました。また、附属機関に準ずる機関では設置根拠等に金額を規定していないものが多く見受けられました。

10 監査結果

審議会等の運営については、書面調査の結果を基に、関係書類の照合及び聴取を行った結果、おおむね適正に執行されているものと認められました。